

とうもう法人

題字 江森光龍先生



邑楽町
イメージキャラクター
“オーランドさん”



上写真【本堂】
右写真【山門】

【邑楽町 曹洞宗 月音山（げつおんざん）明言寺（みょうごんじ） 通称：石打こぶ観音】

月音山明言寺は邑楽町の中心部より北西にあり、本尊は千手觀世音菩薩です。昔から石打こぶ観音として有名なお寺です。この「こぶ観音」は、子宝・安産・子育ての觀音様としての「子生（こぶ）觀音」や不要なものを瘤として取り除く瘤願成就の「瘤（こぶ）觀音」と觀音様のあらたかな靈験を説く二つの説に由来しており、多くの参拝者が訪れています。

毎月17日は縁日が行われ、また毎年1月17日と8月17日は例大祭として町内外遠方から多くの方が参拝に訪れます。そして12年に一度の午年（うまどし）の春にあたる令和8年5月16日（土）・17日（日）には、奥の院にて秘仏として直接お参りすることができない「こぶ観音様」を直接お参りすることができる大開帳があります。お近くにお越しの際には、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

目 次

新年のあいさつ	2~3	法人会・部会・支部の活動	11~13
税務署コーナー	4~5	中学生の税に関する作文の受賞者	14
群馬県からのお知らせ	6	税に関する高校生の作文受賞者	15
税理士会コーナー	7	「税についての作文」	16
企業紹介	8	全国納稅貯蓄組合連合会優秀賞・ 群馬県教育委員会教育長賞賞	
「船橋組」（邑楽支部）		コンクール入賞作品	
随筆リレー	9	第9回税に関する絵はがき	17~19
「つなぐ力」			
栄えある受賞	10	優良経理担当者の表彰推せん	20~21

とうもう法人 第158号

令和8年1月15日発行

(年4回 8月、11月は1日発行)
(4月、1月は15日発行)

発行所 一般社団法人 東毛法人会

〒374-8640 館林市大手町10-1

館林商工会議所会館内

Tel. 0276-73-6811

Fax. 0276-73-6839

e-mail:tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp

発行責任者 森戸利一

印 刷 オーラ印刷有限会社

定価120円（年会費に含む）

社内で回覧しましょう



新年ごあいさつ

一般社団法人 東毛法人会

会長 谷田川 敏幸

あけましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当会の運営にあたりまして、会員各位をはじめ、関係機関並びに諸団体の皆様には、多大なご支援ご協力を賜り、年頭にあたり衷心よりお礼申し上げます。

昨年は、4月13日から10月13日の184日間大阪万博が開催され、一般入場者が2,500万人を突破したとありました。「いのち輝く未来社会のデザイン」史上初めて「いのち」をテーマにしたこの万博でしたが、消費や観光など多岐の分野にわたり大きな経済波及効果があったものと思っています。

また、秋には連日のように熊による被害のニュースが多く聞かれました。被害多発の一因として、急速な少子高齢化、人口の都市への一極集中に伴う農山村からの人口減少に合わせ熊の分布が拡大したことがあげられるとの報道には、ここにも人口減少の影響がと考えさせられました。

さて、東毛法人会の昨年度を振り返りますと、5月29日開催の総会・懇親会をはじめ理事会、各委員会、五団体懇談会など、予定されたものは滞りなく開催できました。ひとえに、理事の皆様方や会員の皆様方のご協力の賜物と感謝申し上げる次第でございます。

その他の事業でも、決算期別税務説明会や新設法人税務研修会の開催も行われております。青年部会においても、小学校・中学校・高等学校での租税教室を開催し、女性部会が主管する税の絵はがきコンクールは第9回を重ねるなど、企業の税のコンプライアンス向上や税の知識の普及に地道に取り組むことができました。

さて、2026年は、経済面では、実質賃金が緩やかに増加するとされる一方で、国際紛争、物価高、

円安、気候変動リスク、生成AIの進化など、多面的で不安定な環境が続くとの予測もあります。

コロナ禍の影響から脱し、経済の正常化に向けて歩み始めたように感じていますが、地域経済と雇用を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあり、人手不足やDX化への対応など課題も残っていると考えております。

今年の干支は、「丙午（ひのえうま）」です。過去には根拠のない迷信もありました。

「丙」は十干では、陽の「火」を表し、太陽のような明るさや情熱、強い意志を象徴します。また、「午」は陽の「火」に属し、行動力やスピード、エネルギーを意味します。丙午には、「情熱と行動力で突き進む」「燃え盛るようなエネルギーで道を切り開く」といった縁起のよさが表されます。馬は古くから人々の暮らしに寄り添い、移動や農作業を助ける存在として親しまれてきました。こうした背景から、午年は行動力や活発さ、前向きに進む力を表す年とされています。

周囲との協調や冷静さを意識しながら、皆様と共に将来を見据え、会員の増強・会の発展に繋げる年にしてまいります。

結びに、会員の皆様方のご健勝とご発展をご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

会員増強運動中間報告

年度当初(R7.4.1)	2,516 社
増強前(R7.6.30)	2,493 社
加入率	33.5 %
増強数(加入数)	22 社
退会数	21 社
増強後(R7.11.30)	2,494 社
加入率	33.6 %



年頭のご挨拶

館林税務署

署長 仲 北 篤

あけましておめでとうございます。

令和8年という新たな年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人東毛法人会の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

7月に館林税務署に着任して早半年が経ちますが、朝、利根川を渡る電車の車窓からは、赤城山をはじめとする群馬県の山並みが美しく見えて、改めて冬の訪れを感じるとともに、館林税務署へ勤務できることに感謝しながら通勤する日々です。また、令和8年の干支は「丙午」ですが、ポジティブでエネルギーに満ちた性質をもつと言われており、何事も前向きな話題に満ちた1年になることを願っている次第です。

改めまして、貴会におかれましては、谷田川会長をはじめ役員の方々による力強いリーダーシップの下、税務研修会・説明会の開催による税知識の普及、青年部会を中心とした租税教室への講師派遣や女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」の実施による租税教育の推進など、申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営に多大な貢献をしていただいております。

特に、租税教育に関する活動は、次代を担う子供たちが税の意義や役割を正しく理解するために極めて重要な取組であり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

さて、国税当局では、令和5年6月に「税務行政の将来像2023」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」と「事業者のデジタル化促進」の3つを柱とし、税務行政のDXを推進しております。

会員の皆様方には、財務諸表等を含めたe-Taxによる申告、ダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付や納税証明書等のe-Taxによる申請・受け取りなど各種制度を積極的にご利用いただきますとともに、これらの普及拡大に引き続きお力添えいただきますようお願いいたします。

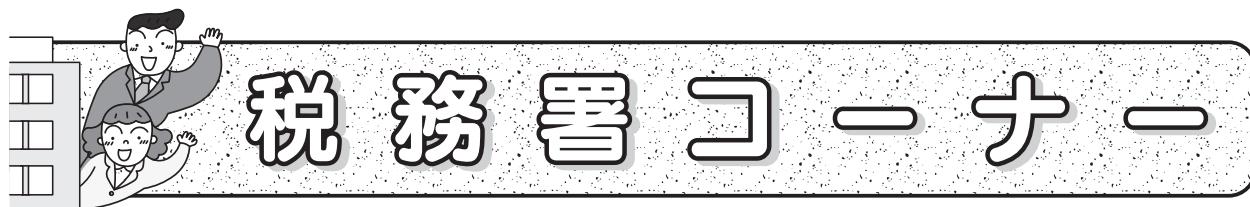
また、まもなく令和7年分確定申告が始まります。国税当局では、納税者の皆様が、確定申告会場へ出向かずに「より便利に、よりスムーズに」申告・納税できるよう取り組んでおりますので、法人会会員の皆様には、従業員の皆様に対し、是非とも、マイナンバーカード方式によるご自宅からのスマホ申告と、納税には振替納税を含むキャッシュレス納付を利用していただくよう働きかけをお願い申し上げます。

私どもといたしましては、今年も、皆様方との意見交換を通じて良好な連携・協調体制の発展に努めてまいりますので、東毛法人会の皆様方には、税務行政のよき理解者として今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人東毛法人会の更なるご発展と会員企業のご繁栄、並びに会員の皆様にとって本年が幸多き年となりますことを心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

持田 茂	0276-57-6017	館林市	齋藤 雅弘	0276-89-0312	邑楽町	涌井 大輔	070-1497-0328	太田市
茂呂 典子	〃 55-5466	〃	篠木 謙佑	090-4132-1102	明和町	相原 光美	0276-26-1222	〃
梁瀬 充治	〃 74-3257	〃	山寄二三郎	0276-50-1723	太田市	青木 武	080-6520-1256	〃
浅見 哲雄	〃 72-7651	〃	山田 圭佑	0277-46-7400	〃	浅沼 孝男	0276-48-9511	〃
浅見 友恵	〃 72-7651	〃	横塚 俊介	0276-55-8033	〃	飯島 将史	〃 46-2611	〃



源泉所得税の納付はキャッシュレス納付で！

e-Tax ソフト (WEB 版) を利用すれば

「源泉所得税」の納付書の
までをスマホ・PCから簡単な操作で行うことができます！

作成 → 送信 → 納付



◆ 金融機関や税務署の窓口に
出向く必要がありません！

◆ 納税額が「0円」の場合も e-Tax で
簡単に提出（送信）できます！

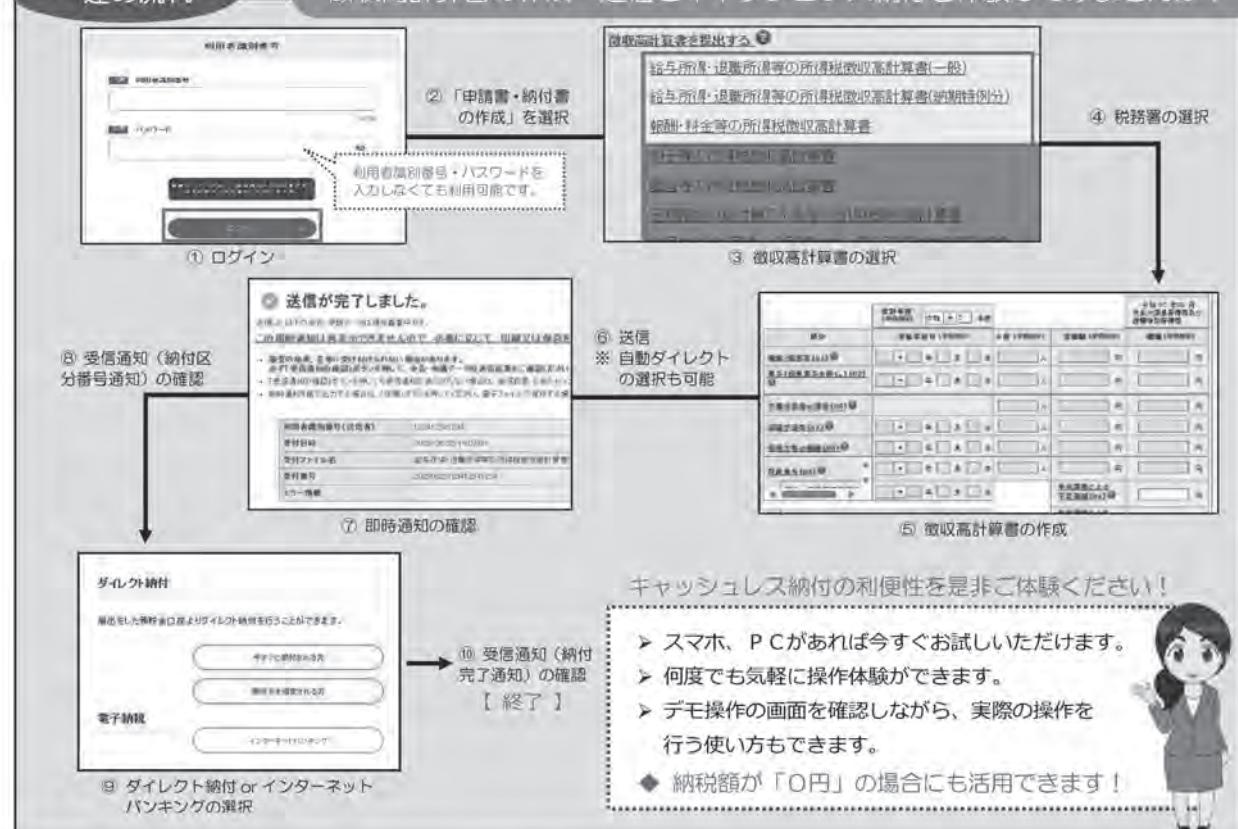
「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」ができました！！

国税庁ホームページで、e-Tax ソフトと同様の画面操作を用いて、以下の流れを体験できるツールです。

- ① 所得税徴収高計算書（給与所得、退職所得、報酬・料金等）の作成・送信
- ② キャッシュレス納付（ダイレクト納付やインターネットバンキングなど）

一連の流れ

徴収高計算書の作成・送信とキャッシュレス納付を体験してみませんか？



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」はこち
(<https://www.e-tax.nta.go.jp/taiken/gensencashless.htm>)



R7.07

納税証明書はスマホで 請求・受取／できます！

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください！

**メリット① いつでもどこでも！
スマホで完結！**

タブレット
パソコンでも！

メリット② 手数料がお得！

1税目1年度あたり370円
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

**メリット③ 期間内*であれば
何度でも印刷・使用可能！**

*コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。
その期間内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方
<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>

法人の方
<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/corporate>

step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。

マイナンバーカード
が必要です！

デジタル庁
公式noteはコチラ

step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書(PDF)を
ダウンロードできるようになります。

納税証明書

留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマートフォンを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。
代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。



国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

群馬県からのお知らせ

法人の県民税（法人税割）の超過課税の延長について

群馬県・行政県税事務所

群馬県では、「防災・減災対策や医療・福祉施策をはじめとする県民の幸福度を高めるための群馬県独自の施策」を推進するための財源として、法人の県民税の法人税割に係る税率を1.8%（標準税率は1.0%）とする超過課税を実施しているところですが、この超過課税の適用期間を5年間延長し、引き続き令和13年4月30日までの間に終了する各事業年度分について適用させていただきましたこととなりました。

つきましては、今後とも、法人の県民税の申告納付について、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、税率及び適用要件については、変更ありません。

改正後の超過課税の概要については以下のとおりです。

	改 正 後	改 正 前
適用期間	<u>令和13年4月30日までの間に終了する各事業年度分まで</u>	令和8年4月30日までの間に終了する各事業年度分まで
税 率	1.8% <u>(改正前と同じ)</u>	1.8%
適用要件 〔いずれかに該当すれば適用〕	1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 2 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 3 保険業法に規定する相互会社 <u>(改正前と同じ)</u>	1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 2 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 3 保険業法に規定する相互会社

- ◎ 納税していただいた税収は、「防災・減災対策や医療・福祉施策をはじめとする県民の幸福度を高めるための群馬県独自の施策」を推進するための財源として、大切に使わせていただきます。

【お問い合わせ先】

- ・群馬県総務部税務課(Tel: 027-226-2196)
- ・前橋行政県税事務所(Tel: 027-234-1800)
- ・高崎行政県税事務所(Tel: 027-322-6297)
- ・吾妻行政県税事務所(Tel: 0279-75-3300)
- ・利根沼田行政県税事務所(Tel: 0278-22-4336)
- ・太田行政県税事務所(Tel: 0276-31-3261)



税

理

士

会

コーナー

関東信越税理士会館林支部副支部長 墳本知昭



明けましておめでとうございます

一般社団法人東毛法人会の皆様には、いつもお世話になっております。関東信越税理士会 館林支部副支部長の墳本知昭と申します。

令和7年度税制改正により、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が創設されました。防衛財源を確保するための制度で法人税額が500万円を超えた場合、超えた金額に対して4%の特別法人税が加算されることとなりました。

さて、今回のテーマですが令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除における適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されて2年が経過しましたので今一度再確認したいと思います。ご存知の通りインボイス制度とは、売り手が買い手に対して「消費税額を正確に記載したインボイス（適格請求書）」を交付し、買い手がその書類を基に消費税の仕入税額控除を受けられる制度です。事業者間取引であれば概ね法律で定められた記載事項がすべて網羅された請求書が送付されますが、小売業や飲食業など不特定多数の相手との取引業者は領収書に必要事項を記載した「簡易インボイス」の発行が認められています。飲食店等から領収書をもらう際には、インボイス登録番号の記載の有無で消費税の仕入税額控除の計算が変わってきますので注意が必要です。

店舗によっては、レジの改修に費用がかかることからインボイス番号の記載がないレシート等にゴム印又は手書きにてインボイス番号を記入している場合もあります。

さて、インボイス制度導入に際し様々な「経過措置期間」が設けられました。その中で仕入税額控除の割合について検証してみたいと思います。

1. 当社の基準期間の課税売上高が5千万円以下で簡易課税制度選択届出書を提出している場合

簡易課税で申告している事業者は、インボイスの登録業者で有るか否かの確認作業をすることなく、

売上にかかる消費税額とみなし仕入率により、納税額を計算しますので経理の負担を減らすことができます。

2. 当社の基準期間の課税売上高が5千万円を超えている場合、又は5千万円以下でも簡易課税を選択していないかできない場合

本則課税で申告をしている事業者は、インボイスの登録をしていない事業者との取引については以下の仕入に係る経過措置が設けられています。

令和5年10月1日～令和8年9月30日

仕入税額控除の80%

令和8年10月1日～令和11年9月30日

仕入税額控除の50%

令和11年10月1日～

仕入税額控除は不可

従って令和11年10月1日以降は、法人税の経費としては認められても消費税の計算においては仕入税額控除の対象から除かれることとなります。

この他にインボイス制度を機に免税から課税になった事業者には本則課税、簡易課税に関係なく売上税額の一率2割を納付する2割特例制度が設けられました。これは令和8年9月30日までの日の属する各課税期間においてのみ適用することができます。ただしこの期間であっても、基準期間の課税売上高が1千万円を超えた場合、その他一定の要件に該当した場合2割特例は適用出来ません。

今回、かなり簡略化して説明しておりますが消費税に関しては、用語の意義や適用要件等が複雑になってきておりますので、ご不明な点は税に関する専門家である税理士にご相談ください。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シリーズ



有限会社 船橋組 邑楽支部

【創ることにも、壊すことにも、真剣に！】**～信頼・技術・機動力で地域の未来を築く～**

私たち船橋組は、群馬県邑楽町を拠点とし土木建築工事から、エクステリア、解体工事と幅広い分野で対応する総合建設会社です。

資格保有者や熟練の作業員が多数在籍し安全で効率の良い施工方法で高品質な仕上がりにより、多くのお客様から信頼をいただいております。

近年、建設業界は作業員の高齢化や人手不足など大きな課題に直面しています。

当社では、これらの課題にいち早く対応するためICT施工（情報化施工）を導入し、最新の建設機械を活用した効率的で高精度な施工を実現。

工期短縮と品質向上の両立を図っています。

【私たち船橋組の理念】

物を創るむずかしさ・壊すむずかしさ
ひとつひとつ真剣に積み重ねた実績で

～Trust（信頼）・Make（創る）・Mobility（機動力）
Techniqs（技術）～この言葉を胸に、
社員一人ひとりが誠実なものづくりに取り組み
ICT技術の活用を通じて地域の建設業をリードする企業として成長を続け、地域の強靭化推進の一翼を担ってまいります。

地域の皆さんに愛され、安心して任せさせていただける企業であり続けるために。

これからも社員一丸となって挑戦を続けてまいります。

【外国人実習生の育成】**【ICT建機 現場施工】****【TEAM WORK】****【企業概要】**

企業名：有限会社 船橋組

所在地：邑楽郡邑楽町大字篠塚1648-139

設立：1989年

代表者：船橋 徹

電話：0276-88-5327

FAX：0276-88-6884

URL：<https://funabashigumi.com/>

随筆リレー**「つなぐ力」**

明和支部 福田光典



私の思い出には必ず祖父母がいます。祖母は私が生まれるずっと前の、昭和26年にこの地で小さなドライブインを始めました。祖父はその頃には珍しい個人タクシーを営んでいましたが、のちに祖母の営む食堂一本で生計をたてることとなりました。

昭和46年に私の父がお店を受け継ぎ「和風れすとらんふくだ」に改名をしました。

商いに明け暮れていた両親に代わり祖父母に育ててもらった子供時代。

厳格な祖父と愛情深い祖母。

言葉少なかった祖父が亡くなる時「頼んだぞ」と言葉を私に残しました。

中学二年生だった私は言葉の意味を深く考える余裕すら無くただただ悲しく祖父が死んだ事で心に穴が空いてしまった事を鮮明に覚えています。

それでも変わらぬ日常は有難くやってきます。祖父がいなくなつた悲しみが大きな感謝に変わっていきました。

私は高校卒業後、飲食の道を選び父の元で修業をしました。

平成15年祖父母の代からの食堂を全面改装し「竹卓」として新たなステージが始まりました。

多くのお客様で賑わい順調だったある日、父が突然倒れ帰らぬ人となってしまいました。父が亡くなった悲しみはとても深く、家族の誰もが信じられない気持ちの中、祖母は他の誰より

も悲しみ、現実と過去の世界を行ったり来たりの状態でした。

それでも心が元気な時には、私と幼少期の父を、私と私の息子の姿を重ねてみては、楽しそうでした。

そんな祖母も105歳で祖父と父の元へ旅立ち、私は後継者になり生活に変化が訪れました。

今に至るまで楽しいだけではなく現実は厳しく様々な出来事がのしかかり心折れることもありました。その中でもコロナは致命的でした。

困難な中では有難みを強く感じられ手を差し伸べてくださる方々の真の優しさを改めて感じました。

そして、2024年12月25日大安の良き日に大きな決断をし、法人設立をいたしました。

尊敬する祖父母に感謝と恩返しを込めて。

そして祖父母の出発点がこの地に残るよう。

会社の名前は祖父母の名前の一部であります、「藤とタカ」を拝借し、「株式会社 誉藤(タカトウ)」に決めました。

遠い遠い空の向こうで見守ってくれていると信じ、祖父母が教えてくれた、驕ることなく、日々に感謝し、あの日の祖父からの言葉を胸に。

未来へのバトンを繋いでいけるよう精進してまいります。

次回は、千代田支部の高野茂樹さんにリレーいたします。

////インターネットセミナーをご活用ください////

東毛法人会

インターネット・セミナー



東毛法人会のホームページから無料で700タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください！！

ID・パスワードは

会員ID:hj0817 パスワード:6811



セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホームページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講できる専用サービスを提供します。

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。是非、ご活用ください。

受賞おめでとうございます

★ 館林税務署長表彰



須永 益臣 氏
(明和支部長)



森戸 利一 氏
(邑楽支部長)

★ 館林行政県税事務所長表彰



荻野 真氏
(板倉支部長)

★ 太田行政県税事務所長表彰



坂井 勝氏
(藪塚支部長)

令和7年11月13日(木)、館林市文化会館において「税を考える週間」に合わせて、「令和7年度納税表彰式」が行われました。

館林税務署長賞には須永益臣氏(明和支部長)、森戸利一氏(邑楽支部長)、館林行政県税事務所長表彰には、荻野真氏(板倉支部長)、太田行政県税事務所長表彰には、坂井勝氏(藪塚支部長)がそれぞれ受賞されました。

誠におめでとうございます。

一般社団法人東毛法人会 社会貢献事業 新春講演会 『荒ぶる自然災害に向かい合う心構え』

聴講無料
一般の方歓迎!

講師 東京大学大学院情報学環
特任教授
かた だ としたか
片田 敏孝 氏

日時 令和8年1月21日(水)
受付15:30~
講演16:00~17:30

会場 太田グランドホテル
太田市飯田町1370
TEL: 0276-46-1264

主催 一般社団法人東毛法人会
◆お申込先◆ (一社)東毛法人会 TEL.0276-73-6811 FAX.0276-73-6839

プロフィール

平成17年群馬大学工学部建設工学科教授 平成22年群馬大学広域首都圏防災研究センター長を経て、平成29年から東京大学大学院情報学環特任教授。専門は災害情報学・災害社会工学。内閣府中央防災会議等の国の委員会・審議会の数々の委員等を務める。災害への危機対応、災害情報伝達、防災教育等、地域での防災活動を全国各地で展開。平成24年には一連の活動に対し、防災功労者として内閣総理大臣表彰を受賞。天皇皇后両陛下にご進講に招かれる。講演多数。著書に『人に寄り添う防災』『人が死なない防災』『ハザードマップで防災まちづくり～命を守る防災への挑戦～』など。



太田支部新春講演会

おの しんじ
講師 小野 伸二 氏 (元サッカー日本代表)

令和8年2月17日(火)
16:00~17:30
ティアラグリーンパレス
太田市細谷町1



— 社会貢献事業 —

法人会員以外の方も受講できます。

受講料 無料 定員 先着200名にて締切

申込先 電話又はFAX(事業所名、所在地、参加者名、電話番号を明記)にて太田支部(太田商工会議所内)へお申込下さい。

TEL 0276-45-2121 FAX 0276-45-1088

館林支部新春経済講演会

銀座 クラブ ルナピエーナ オーナーママ ひだか としみ
講師 (一社)やまとなでしこ協会 代表理事 **日高 利美 氏**

「銀座のトップママが語る!
成功を呼び込む接客と
コミュニケーションの極意」
令和8年2月13日(金)
14:00~15:30
館林商工会議所 3階ホール
館林市大手町10-1



— 社会貢献事業 —

法人会員以外の方も受講できます(受講料:無料)
定員80名(定員なり次第締め切りさせて頂きます)
お申込先 館林商工会議所(中小企業相談所)
TEL 0276-74-5121 FAX 0276-75-3189

法人会・部会・支部の活動

広報委員会を開催

10月23日（木）、広報委員会（森戸利一委員長）を館林ヒルズホテルで開催しました。今後発行される会報の紙面構成と編集日程・発行部数等について協議しました。



森戸委員長

女性部会・青年部会合同税務研修会を開催

「税を考える週間」の11月11日（火）、ニューミヤコホテル館林を会場に、館林税務署の仲北篤署長に講師をお願いし、女性部会（春山裕美部会長）・青年部会（神谷晋太郎部会長）合同税務研修会を開催しました。両部会からは21名が参加し、仲北署長より「これから社会に向かって」と題して、ご講演をいただきました。



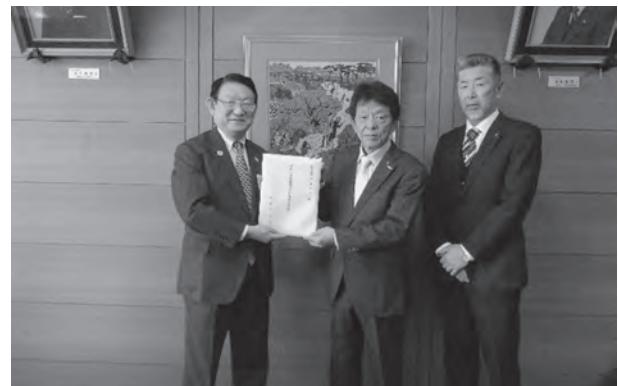
決算期別税務説明会を開催

11月・12月・1月・2月に決算期を迎える会員企業を対象に11月19日（水）館林市三野谷公民館、11月21日（金）太田商工会議所において決算申告のための税務説明会を開催しました。講師には、館林税務署 荒井統括国税徴収官、永井国税調査官、高橋事務官を迎え、令和7年度税制改正、法人税・消費税の申告、年末調整などについて、詳しく説明をいただきました。



税制改正に関する提言活動

11月19日（水）、谷田川敏幸会長、荻野勲税制委員会委員長は、館林市役所、太田市役所、地元国会議員を訪問し、市長・市議会議長ほかの方々に「令和8年度税制改正に関する提言」の要望活動を行いました。



館林市長へ要望

全国大会（高知大会）



10月16日（木）、高知県立県民文化ホール（高知県高知市）において第41回法人会全国大会が開催されました。

（高知大会） 情報共有による法人会活動の更なる充実、活動などを目的に全国から約1,600人が集まり、本会からは多田副会長が出席しました。

青年部会 租税教室を開催

青年部会（神谷晋太郎部会長）では、11月5日（水）館林市立美園小学校、11月26日（水）太田市立宝泉中学校、12月1日（月）太田市立強戸中学校、12月19日（金）館林市立第六小学校において、「租税教室」を実施しました。税金クイズや消費税の流れなど、DVD視聴を交えて

学び、1億円レプリカの体験を通して、安全で安心して生活をするための税の大切さを確認しながら児童生徒との交流を深めました。



第25回会員親睦ゴルフ大会を開催

第25回会員親睦ゴルフ大会が、10月29日（水）、太田双葉カントリークラブで63名が参加し、ゴルフ日和に恵まれ、熱戦が展開されました。

個人戦では藪塚本町支部の小川篤さんが優勝。支部対抗戦では藪塚本町支部が優勝しました。

結果は、以下のとおりです。

【個人戦】

優 勝	小川 篤 (藪塚本町支部)	N70. 4
準優勝	藤島 厚 (館林支部)	N70. 4
第3位	山口 博 (来賓)	N70. 6
ベストグロス	小川 篤 (藪塚本町支部)	G39・35=74

【女子特別賞】

優 勝	二ノ宮絵美 (明和支部)	N72. 8
準優勝	後藤 千穂 (太田支部)	N79. 6
第3位	高橋美由紀 (太田支部)	N80. 6

【支部対抗戦】

優 勝	藪塚本町支部	N283
	(小川篤・山口博・石黒仁志・半田文章)	
準優勝	太田支部	N288
	(町田和哉・岩瀬哲也・大谷祐三・高草木雅之)	
第3位	館林支部	N288
	(藤島厚・小川正浩・葛西竜介・本島克幸)	



支部対抗戦優勝 坂井支部長へ

青年部会親睦ゴルフ大会を開催

青年部会の親睦ゴルフ大会が11月17日（月）、鳳凰ゴルフ倶楽部において20名が参加し秋の晴天のもと開催され、個人戦は館林支部の神谷晋太郎さんが優勝、支部対抗戦では、館林支部が優勝しました。結果は、以下のとおりです。

【個人戦】

優 勝	神谷晋太郎 (館林支部)	N72. 6
準優勝	渡邊晃司 (太田支部)	N73. 6
第3位	今泉 誠 (板倉支部)	N74. 8
ベストグロス	小川晃一 (館林支部)	G41・39=80

【支部対抗戦】

優 勝	館林支部 (N226)	(神谷晋太郎・小川晃一・山越隆弘)
準優勝	太田支部 (N227)	(渡邊晃司・後藤千穂・岩瀬哲也)
第3位	板倉支部 (N230)	(今泉誠・小池和敏・荒井康之)



個人戦優勝 神谷晋太郎さんへ

支部の活動

館林支部女性部会親睦旅行

館林支部女性部（関根千代子部長）では、邑楽支部（4名）の方々と、10月1日（水）、34名が参加し東京方面への移動研修会を実施しました。

国税庁動画チャンネルより、申告・納税業務のデジタル化に関する車内研修や劇団四季ミュージカルの舞台鑑賞などの行程でした。和やかな雰囲気のなか、参加者同士の親睦や情報交換を行う事が出来ました。



太田支部女性部会親睦旅行

女性部会（春山裕美部会長）では、10月7日（火）に会員親睦旅行を実施いたしました。今回は横浜方面を訪れ、世界最先端の都市型循環式ロープウェイであるYOKOHAMA AIR CABINに乗車。横浜ランドマークタワースカイガーデンでは横浜の絶景を堪能しながら、普段よりもゆっくりと流れる時間を過ごしてまいりました。



邑楽支部 夏季セミナー・懇親会

9月19日（金）、邑楽支部（森戸利一支部長）では、しのづか陣屋において、篠原労務管理事務所 代表篠原正浩氏を講師に招き「労働契約について」と題しまして、夏季セミナー及び会員懇親会を開催いたしました。

労働契約の実例をもとに未然にトラブルを防ぐ方法などわかりやすく説明・解説していただきました。



明和支部 クリーン作戦

10月25日（土）小雨の中、午前8時から「日本キャンパックホール」駐車場周辺の清掃活動を行いました。

社会貢献奉仕事業として、会員の皆さん10名が参加して、プロワーや竹ほうきで落ち葉を集め、タバコの吸い殻やその他のごみを分別収集して完了しました。

和やかな雰囲気の中で、参加者同士の親睦も図ることができました。



明和支部「税を考える週間」の周知活動

11月2日（日）、明和まちづくりフェスタ会場内において、11月11日～17日の「税を考える週間」を来場者の皆さんに周知するために、名入れのエコバッグ180枚を作製して配布しました。

敷塚本町支部 講演会・納涼会

9月3日（水）、八王子農園にて農林水産副大臣・笹川博義先生をお招きし、講演会を開催しました。政治や社会情勢に関する示唆に富んだご講話に、参加者30名が熱心に耳を傾けました。講演後の納涼会では和やかな雰囲気の中、交流の輪が広がりました。



女性部会・青年部会 oo 会員募集中！

部会では、税務研修やセミナーなどの会員交流事業により、学びながら新しい仲間と交流が深められます。子ども達に税の大切さを学んでもらうために実施する「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」などの地域社会貢献活動と一緒に楽しみませんか！



令和7年度 中学生の「税についての作文」の受賞者

(都合により受賞者の一部を掲載しています) (敬称略)

全国納稅貯蓄組合連合会優秀賞

群馬県教育委員会教育長賞

「知って納得」でよりよい社会へ

館林市立第三中学校 三年 小倉果歩

群馬県納稅貯蓄組合連合会長賞銅賞

税金が支えた姉の毎日

邑楽町立邑楽中学校 二年 三田村香佳

群馬県納稅貯蓄組合連合会優秀賞

「税」を未来へ繋ぐために

太田市立宝泉中学校 三年 大内愛友花

税という支えあい

太田市立太田中学校 三年 園田葉月

私も力になれたら

館林市立第四中学校 三年 関口結凪

「税」と当たり前

館林市立第四中学校 三年 五十嵐早紀

館林税務署長賞

税と私たちの生活

太田市立尾島中学校 三年 宮崎葵

税金は未来を照らす光

邑楽町立邑楽中学校 二年 亀谷若菜

群馬県太田行政県税事務所長賞

未来を選ぶ力を持って

太田市立宝泉中学校 三年 中原紗穂

群馬県館林行政県税事務所長賞

税の行方

館林市立第一中学校 三年 島柊太

館林税務署管内租税教育推進協議会長賞

消費税について

太田市立毛里田中学校 三年 森田英美里

税金で未来へつなぐ

大泉町立南中学校 一年 入谷華名

館林税務署管内税務協力団体連絡協議会長賞

助け合いの形

太田市立東中学校 三年 中谷莉誉

医療で知る税のありがたさ

館林市立第一中学校 三年 阿部優奈

太田市長賞

私たちの未来

太田市立宝東中学校 三年 山本悠乃

館林市長賞

命を救う税

館林市立第一中学校 三年 是常凜

板倉町長賞

「身の周りと税金」

板倉町立板倉中学校 三年 前島円

明和町長賞

「税の価値」

明和町立明和中学校 三年 近藤菜々未

千代田町長賞	「命を救った税金」	千代田町立千代田中学校 一年 堀 口 夢 月
大泉町長賞	税と私達の生活	大泉町立南中学校 三年 松澤和聖
邑楽町長賞	知ってよかったです、税金のこと	邑楽町立邑楽中学校 二年 岩崎七都

令和7年度 税に関する高校生の作文の受賞者

(敬称略)

群馬県知事賞	支えてくれた見えない手	群馬県立館林女子高等学校 二年 齋藤花音
群馬県租税教育推進協議会会長賞	未来に咲く種と見えない力 税金と利根川が支える私達の暮らし 支えられて得た学び	太田市立太田高等学校 二年 飯塚心美 群馬県立太田高等学校 二年 小岩歩積実 群馬県立太田女子高等学校 二年 額田結那
館林税務署長賞	税金は未来の私へのラブレター 税×読書 命をつなぐ税 税金のありがたさ 知らない人にも支えられているー税と教育ー	群馬県立太田高等学校 二年 小野寺嵐士 群馬県立館林女子高等学校 二年 星瑠希愛 群馬県立太田女子高等学校 二年 小池萌叶 群馬県立館林女子高等学校 二年 鎌田瞳子 群馬県立太田高等学校 二年 富澤陽太郎
館林税務署管内租税教育推進協議会会長賞	税金で守る子どもたちの明るい未来 納税の責任 働く人のための税	関東学園大学附属高等学校 二年 糸井香晴 群馬県立太田高等学校 二年 倉林慧 群馬県立太田女子高等学校 二年 大久保麻緒
館林税務署管内税務協力団体連絡協議会会長賞	介護保険制度に感謝 政治と税 税について考えたこと。 税と私たちの生活ー支えと負担のはざまでー 母子・父子家庭の税金免除について 税の意義と役割について考えたこと 税金で守られる安全な道路 税の意義と役割について考えたこと	太田市立太田高等学校 二年 津久井陸徒 群馬県立太田高等学校 二年 大谷典久 太田市立太田高等学校 二年 中平陸 群馬県立太田女子高等学校 二年 萩野凜々 群馬県立大泉高等学校 二年 五十嵐千晶 群馬県立太田フレックス高等学校 三年 ファティマリシャダ 群馬県立館林高等学校 一年 小野澤俊普 群馬県立西邑楽高等学校 一年 倉澤優希

中学生の「税についての作文」受賞作品

【全国納税貯蓄組合連合会優秀賞・群馬県教育委員会教育長賞】

「知って納得」でよりよい社会へ

館林市立第三中学校

三年 小 倉 果 歩

「税金って、結局どんなものなの!?!」

これは、今回税の作文を書くにあたり、私が税金について調べた末感じた疑問だ。国税庁や財務省のサイトなどを使って調べてみると、税金は種類が多く、更に仕組みは複雑で難しく、正直よくわからないと感じた。同時に、自分の税金に対する知識の浅さにも気づかされた。

そんな私でもはっきりわかるのは、「税金は社会のために使われている」ということだ。しかし、税金の話は難しい。それに、種類や使い道が多いのにそれが見えにくかったり、ニュースで不適切な使い方の問題を聞いたりすると、「本当に必要なのだろうか?」という疑問を抱いてしまう。だから私は、「税の見える化」と「学ぶ場の充実」をさせることが重要だと考える。

もちろん、既に取り組みは行われている。納税通知書に使い道を記載して配布したり、財務省などのサイトで解説やクイズが掲載されてたり、税理士などが出前授業を開催して解説してくれたりする。しかし、税の知識が少ないと通知書の内容は理解しにくかったり、サイトはそもそも存在に気付きにくかったり、出前授業は機会が少なかったりと課題も多い。

そこで私は、この二つの取り組みを提案したい。

一つ目は、「税金使い道シミュレーションゲーム」の導入だ。プレイヤーは税金を予算として受け取り自分で使い道を考え、よりよい社会を作るゲームだ。このゲームで、税金がどん

なものに使われているのかだったり、税金の配分のバランスだったりが分かって税金について楽しく学べる。選挙の投票の判断にも使えるだろう。

二つ目は「中高生向けの税金ニュース」だ。LINEやInstagramなど、若者が日常的に使うメディアを利用して税金の解説や仕組みを紹介する。気軽に学ぶことができるうえ、流し見するだけでも税に対する関心が高まって自然と意識が芽生えるはずだ。それに、若い時から関心をもつことで選挙への意識も高まり、選挙へ行く人が増え、よりよい社会が生まれていくと思う。

これらにはお金も手間もかかるので、優先順位としては低い、と考える人もいるだろう。しかし、これらを実践することで得られる「税への信頼感が高まる」という社会的な利益は、私たちにとって大きな価値があると思う。「見える化の努力」を怠れば、不信感や無関心などの思いが広がってしまうだろう。だからこそこの取り組みは必要なのだ。

税金は、知る機会が少ないので疑問や問題が生まれ、時には私たちの不満になる。でも、知ることが簡単にできたなら、税の大切さに「納得」できて支え合える社会が生まれる。知識が信頼を生み、信頼がよりよい社会を生む。税金にとって大切なことはこれだと思う。

第9回

税に関する絵はがきコンクール 入賞作品

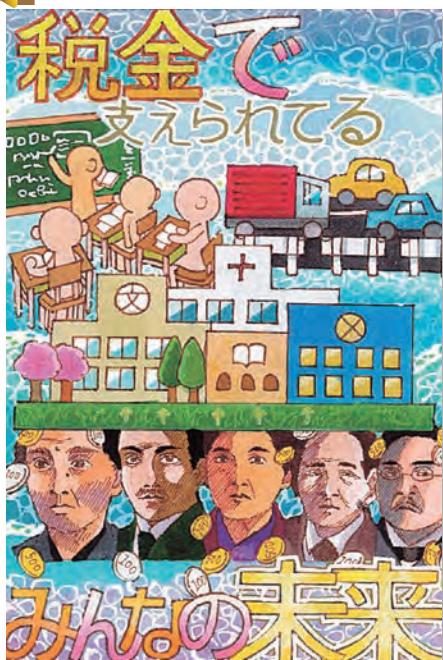
東毛法人会女性部会では、館林税務署及び館林税務署管内租税教育推進協議会の後援により、東毛法人会管内の全50校の小学校6年生を対象に作品を募集し、1,256点の応募をいただきました。

女性部会の各支部部会長による一次審査を経て、館林税務署長・租税教育推進協議会会長・東毛法人会長・女性部会

長による最終審査を行い、ここに掲載した20点の作品のほかにも佳作40作品が選ばれ、みなさんに賞状と記念品を贈呈いたしました。

入賞作品60点は、令和7年10月20日から令和7年12月22日までの間、順に太田市役所本庁舎、館林東西駅前広場連絡通路、アゼリアモール（館林市）に展示しました。
(敬称は略させていただきました)

東毛法人会長賞



館林市立第八小学校
原 叶衣(はら かなえ)

館林税務署長賞



館林市立第五小学校
深野 咲那(ふかの さな)

租税教育推進協議会会長賞



太田市立九合小学校
渡邊 みちる(わたなべ みちる)

女性部会長賞



太田市立綿打小学校
武田 美結(たけだ みゆう)



優秀賞



館林市立第三小学校
下原 悠仁(しもはら ゆうと)



館林市立第五小学校
村岡 結香(むらおか ゆいか)



邑楽町立高島小学校
森本 真代(もりもと ましろ)



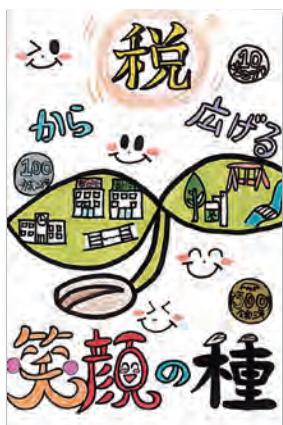
館林市立美園小学校
篠原 夢穂(しのはら ゆめほ)



千代田町立西小学校
鈴木 陽咲(すずき ひさき)



邑楽町立長柄小学校
坂本 百花(さかもと もか)



太田市立九合小学校
今里 りえ(いまざとりえ)



太田市立九合小学校
清水 博美(しみず ひろみ)

東毛法人会長賞 受賞の様子



谷田川会長から原叶衣さんへ



(左から)春山女性部会長、谷田川会長、原さん、堀越校長

審査の様子



最終審査会



(左から)中村租税教育推進協議会会長、谷田川会長、仲北館林税務署長、春山女性部会長



優秀賞



太田市立九合小学校
安在えみり(あんざい えみり)



太田市立葦川小学校
大島桃子(おおしま ももこ)



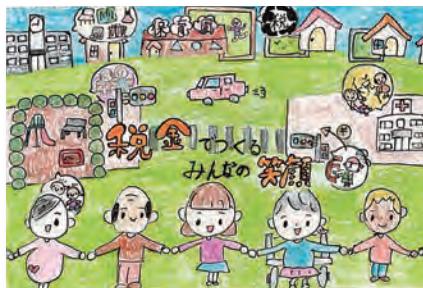
太田市立中央小学校
木村瑠衣(きむら るい)



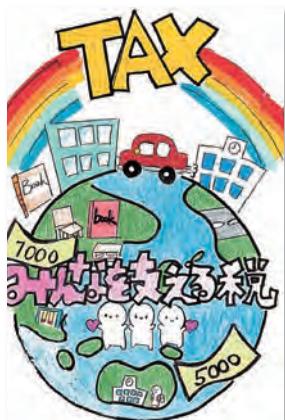
太田市立中央小学校
ゲンティバオアン(ぐえんていばおあん)



太田市立綿打小学校
石井紅葉(いしい もみじ)



太田市立旭小学校
伊藤里緒(いとう りお)



太田市立綿打小学校
長島海優(ながしま みゆう)



太田市立綿打小学校
森本あゆ香(もりもと あゆか)



展示の様子



太田市役所シティーモール



館林駅東西駅前広場連絡通路



アゼリアモール

優良経理担当者の表彰

推せんは3月31日までに

東毛法人会では、会員企業に5年以上勤務する経理担当者を対象に、各事業主の推薦に基づいて優良経理担当者表彰を次の規程で実施いたします。

表彰を希望する企業にあっては、推せん書に記入の上、3月31日までに各支部事務局（商工会議所又は商工会内）に提出下さるようお願いします。

優良経理担当者表彰規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人東毛法人会（以下「本会」という。）の会員事業所において経理事務に従事し、多年にわたりその企業の発展に貢献してきた経理担当者に対する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第2条 本会会員の事業所に勤務し、経理関係の業務に従事し、功労顕著な者で5年以上勤務している者とする。

（基準年数）

第3条 第2条に規定する基準年数は、総会日

を基準日とし、1ヵ月未満の日数は1ヵ月に切り上げて計算する。

（表彰者の制限）

第4条 本表彰は、原則として1事業所1名とする。ただし、過去において表彰を受けた者は除くものとする。

（被表彰者の選考）

第5条 本会会員である事業所の事業主から推薦された候補者を総務委員会において協議選考の上、表彰するものとする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は毎年度本会の通常総会において表彰状を贈るほか、記念品を贈呈して行うものとする。

（表彰負担金）

第7条 表彰者1名につき事業主の負担金は5,000円とする。

（候補者の推薦）

第8条 表彰を希望する会員の事業主は、毎年3月末日までに別紙様式第1号による推せん書に所要事項を記入し、各支部事務局を経由の上、本会に申し込むものとする。

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが利用
できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。^(※2)
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

*1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行な必要があります。

*2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

*3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

*4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

*5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。



国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶豫が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



(様式第1号)

優良経理担当者表彰推せん書

一般社団法人東毛法人会優良経理担当者表彰について、下記の者は、当社において功績顕著と思われますので、表彰方推せん申込みいたします。

令和 年 月 日

所 在 地 _____

法 人 名 _____

代表者氏名 _____ 印

電 話 _____ F a x _____

一般社団法人 東毛法人会 宛

(支部経由)

記

ふりがな		生年月日	年 月 日	年齢	歳
被表彰者名					
職名		勤務年数	(3月31日現在) 年 月	性別	男女
表彰に該当する事項					

注 1 推せん書の提出先は、各支部事務局にお願いします。

2 表彰負担金は、受賞決定通知受領後納入してください。

会社になくてはならないしもの
——働くみんなの健康

畠山 健康って、最高の演技をしたり、仕事のパフォーマンスを高めたりするうえで、欠かせないもの

北原 本当にそうですね。会社はもちろん売上や利益も大切ですが、

最近では、企業が従業員の健康管理に投資することによって、企業価値や収益性が向上するということもわかつきました。また、従業員にとっても、自らが働き方や生活習慣を見直すことで、ワークライフバランスが高まり、仕事に対する

企業の未来をつないでいく
生命保険を、これからも

畠山 健康経営は、事業を継続・発展させていくうえでもメリットがあるということですね。健康経営を推進していくために、ポイントはありますか？

モチベーションも上かります。このように、将来の企業価値や業績の向上につなげられる「従業員の健康管理」を、経営の視点から戦略的に実践していく、それが健康経営[®]の基本となる考え方です。

会社みんなの健康が中小企業の未来をつくる。

ことがポイントのひとつだと思いま
す。全国の中小企業経営者の方

化したい」「従業員の保障を幅広く確保したい」といった声をいただき、

畠山 「余社みんなでKENCO+」
のご加入が「健康経営をスタート
するきっかけ」になれば良いですね。
北原 そうですね。この商品に
ご加入いただくことで、楽しみ
ながら健康経営に取り組む企業を
増やし、「中小企業とそこで働く
人々がいいきと活躍できる社会
づくり」や「日本の高齢化社会が抱
える課題解決」への貢献を目指して
まいります。

「会社みんなで KEN CO+」の商品概要は当社HPをご覧ください。



大同生命 健康経営アンバサダー

畠山 愛理

元新体操日本代表選手。
現在はテレビ出演やモデルなど
幅広く活躍中。

大同生命保険株式会社
代表取締役社長

北原睦朗

1982年大同生命保険入社。
T&Dホールディングス専務などを
経て、2021年4月、社長に就任。
東京都出身。

大同生命は中小企業の健康経営を応援しています。

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(太同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260

